

犯罪被害にあわれた方を支援します

犯罪行為により傷害を受けた町民又は亡くなられた町民の遺族の心身の早期回復を願い、犯罪被害者等を支援するため、町では「川島町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

この条例では、犯罪被害にあわれた方に町から見舞金を支給します。犯罪被害についてのお困りごとは、川島町犯罪被害者支援総合的対応窓口（川島町役場総務課）へご相談ください。

○犯罪被害とは

- ・犯罪行為による死亡または傷害



犯罪被害者等支援

シンボルマーク「ギュっとちゃん」

○犯罪被害者とは

- ・犯罪等により害を被った者及びその家族、又は遺族で犯罪行為が行われた時に町内に住所を有していること。

【支援の内容】

遺族見舞金：30万円（亡くなられた方の遺族に支給）

傷害見舞金：10万円（傷害を受けた方などに支給）

（医師の診断により当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上で、3日以上病院に入院することを要したものに限り。精神疾患である場合は、3日以上労務に服することができないもの。）



申請方法など詳しくは、下記までお問い合わせ下さい。

【ご相談・お問い合わせ】

川島町犯罪被害者支援総合的対応窓口

川島町役場 総務課 自治振興・危機管理グループ

TEL：049-299-1753（直通）